

新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施等を求める意見書（案）

先月、国が示した「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において、ワクチン接種の促進は、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の大きな柱の一つとなっている。

本県では、先月までに希望者への2回目のワクチン接種が概ね完了し、今月から医療従事者等への3回目の追加接種が開始されたところであり、今後とも、国からの通知等を踏まえ、市町や医療機関をはじめ関係機関と連携し、追加接種が円滑に実施できるよう取り組むこととしている。

冬場を迎え、また新たな変異株「オミクロン株」の出現など、国内での感染再拡大が危惧されていることから、感染防止対策としてのワクチン接種の円滑な実施が求められる。

よって、国においては、下記の事項について格段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 3回目の追加接種について、地方自治体が円滑に実施できるよう、国の責任において接種の必要性や有効性、副反応等の正確な情報提供を迅速に行うとともに、必要なワクチンの供給や接種体制の構築支援に万全を期すこと。
- 2 引き続き1・2回目接種が完了していない方への接種機会を確保するため、国において周知を図るとともに、ワクチンの確保や接種体制の構築支援を継続すること。
- 3 若年層に対し、ワクチン接種の効果などに関する正確な情報を、SNSの活用など効果的な周知を行い、わかりやすく継続的に発信し、ワクチン接種の必要性の理解が得られるようにすること。
- 4 5歳以上11歳以下の子どもへのワクチン接種を実施する場合には、すでに追加接種を実施している地方自治体や医療機関等の負担軽減のための支援を十分に行うとともに、先行する米国の知見も踏まえ、ワクチンの効果や副反応について、よりわかりやすく丁寧な情報発信を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月14日

香 川 県 議 会